

平成23年度保育料徴収基準額表

| 各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 | | | 保 育 料 (月額) | | | |
|----------------------|---|------------------------------|------------|--------|--------|--------|
| 階層区分 | 定 | 義 | 3歳未満児 | | 3歳以上児 | |
| | | | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 |
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| B階層 | A階層を除く、前年分の所得税非課税世帯であって、前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当するもの | 市民税非課税世帯 | 5,600 | 2,800 | 3,700 | 1,900 |
| C階層 | A階層を除く、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの | 市民税課税世帯 | 12,300 | 6,200 | 10,400 | 5,200 |
| D階層 | 1 | 15,000 円未満である世帯 | 20,300 | 10,200 | 18,200 | 9,100 |
| | 2 | 15,000 円以上 40,000 円未満である世帯 | 24,000 | 12,000 | 21,600 | 10,800 |
| | 3 | 40,000 円以上 103,000 円未満である世帯 | 35,600 | 17,800 | 29,800 | 14,900 |
| | 4 | 103,000 円以上 413,000 円未満である世帯 | 49,700 | 24,900 | 31,600 | 15,800 |
| | 5 | 413,000 円以上 734,000 円未満である世帯 | 66,000 | 33,000 | 33,400 | 16,700 |
| | 6 | 734,000 円以上である世帯 | 85,800 | 42,900 | 34,700 | 17,400 |

(注1) 同一世帯から2人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園に入所している場合や、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設※1に通園している就学前児童がいる場合、また、児童デイサービスを利用する就学前児童がいる場合の第2子の保育料は第2子欄の金額です。

(注2) 同一世帯から3人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園に入所している場合や、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設※1に通園している就学前児童がいる場合、また、児童デイサービスを利用する就学前児童がいる場合の第3子以降の保育料は無料です。

(注3) この所得税の額を計算する場合には、税額控除(配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・国税電子申告・納税システム(e-Tax)を使用し確定申告を行った際の控除)は適用しません。

(注4) 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童が年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。

(注5) B階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は無料となります。

(注6) 延長保育料については、各実施保育所においてお尋ねください。

※1 保育料多子減免にかかる障害児通園施設は、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部です。